

串間市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 （概要版）



令和3年3月
宮崎県 串間市

1. 計画策定の趣旨

串間市においては、ごみの排出抑制や再資源化によって極力ごみの減量化を図り、本市の実情に適した循環型社会の実現を目指すとともに、排出されるごみについて、環境への負荷の低減に配慮しつつ、適正かつ効率的に処理することを目的として、ごみ処理基本計画（以下、「本計画」という。）を策定しました。

本計画は、長期的・総合的視野に立って、計画的なごみ処理を推進するための基本方針を立案し、ごみの発生から最終処分に至るまでの、基本的事項、具体的な施策、処理・処分施設の位置づけを策定するものです。

2. 基本計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第6条第1項」に基づいて策定するものであり、一般廃棄物処理の将来像や基本目標を具体化・実行するための計画として、また、廃棄物行政における総合的な指針となるものです。

3. 計画期間と目標年次

本計画は、令和3年度（2021年度）を初年度とし、令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）の10年間を計画期間としたものです。なお、本計画については、概ね5年ごとに、またはごみ処理・処分等に係る諸条件に大きな変動があった場合、必要に応じて見直すものとします。

区分\年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4～6 (2022～2024)	R7 (2025)	R8～11 (2026～2029)	R12 (2030)
策定年度	●					
計画の期間		●	—————			●
目標年次 (○：中間、●：最終)				○		●

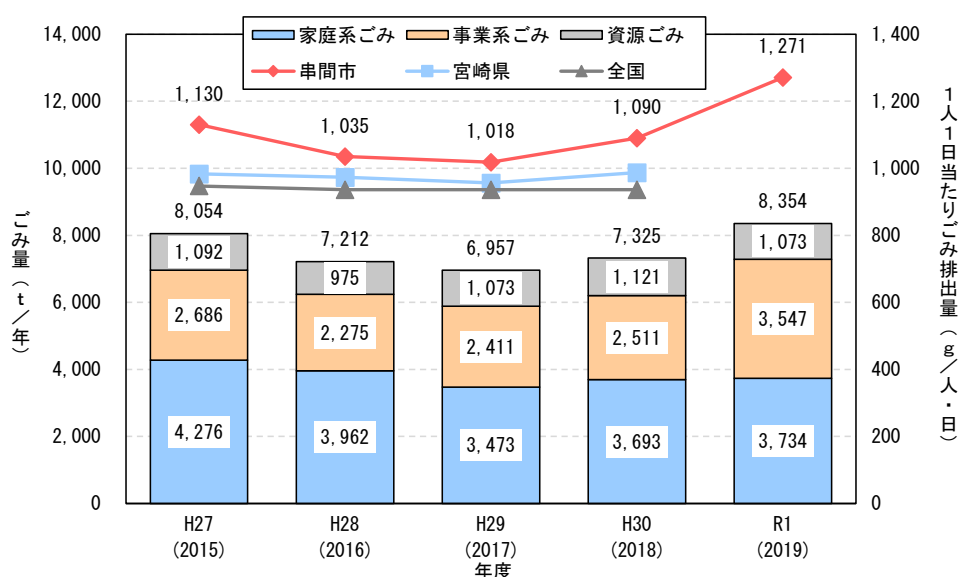
1. ごみ処理の現状

①ごみ総排出量

総排出量（家庭系ごみ、事業系ごみ、資源ごみの合計）は平成 29 年度（2017 年度）までは減少傾向で推移していましたが、それ以降は増加傾向に転じており、令和元年度（2019 年度）は 8,354t/年となっています。

②1 人 1 日当たりごみ排出量

平成 29 年度（2017 年度）以降は増加傾向に転じており、令和元年度は、事業系ごみの急増も相まって、1 人 1 日当たりごみ排出量は 1,271g/人・日と大きく増加しています。また、全国平均、宮崎県平均と比べると高い値となっています。

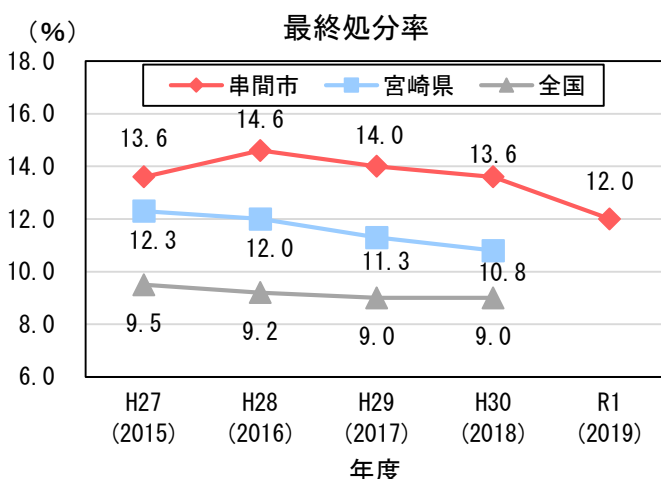
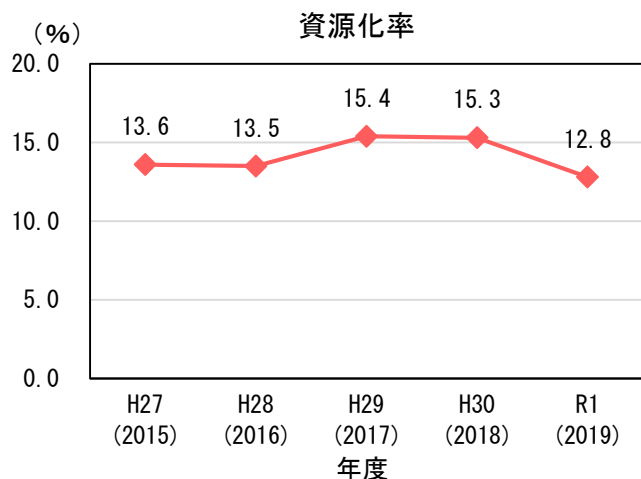


③資源化率

ごみの総排出量が増加しているため、資源化率は減少し、令和元年度（2019 年度）は 12.8%となっています。

④最終処分率

ごみの総排出量が増加しているため、最終処分率は減少傾向であり、令和元年度（2019 年度）は 12.0%となっています。



2. ごみ処理に関する課題

①排出段階における課題

近年はごみ総排出量が減少しておらず、市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量（g/人・日）も全国平均及び宮崎県平均を上回る状況となっているため、住民・事業者・行政が協力して、引き続きごみの排出抑制に取り組んでいくことが重要と考える。

②資源化段階における課題

資源ごみ量はおおむね横ばいで推移しているものの、ごみ総排出量が増加しているため資源化率は低下傾向を示している。こうしたことから、分別排出の徹底や啓発等の取り組みを強化し、一層のごみの資源化・リサイクルの向上に努めていく必要がある。

③中間処理における課題

今後ともごみ減量化対策を継続してごみ処理経費削減に努める必要がある。

④最終処分における課題

最終処分率はやや減少傾向で推移しているが、宮崎県平均、全国平均と比べると高くなっていることから、ごみの減量化・資源化の取り組みにより、最終処分量の減量化を図る必要がある。

⑤分別収集区分やごみ処理手数料の取り扱いの統一

平成 28 年度から日南市とごみ処理の広域化を実施したが、両市で分別収集区分（特に資源物の区分）に一部相違が生じている。地域全体で一体となつてごみ排出抑制と適正処理、資源化の推進といった取り組みを効率的に行っていくためには、ごみの分別収集区分の統一について検討を行う必要がある。

また、現在のごみ処理手数料の徴収制度についても、日南市、串間市で異なっていることから、手数料制度の統一を図っていくか検討を行う必要がある。

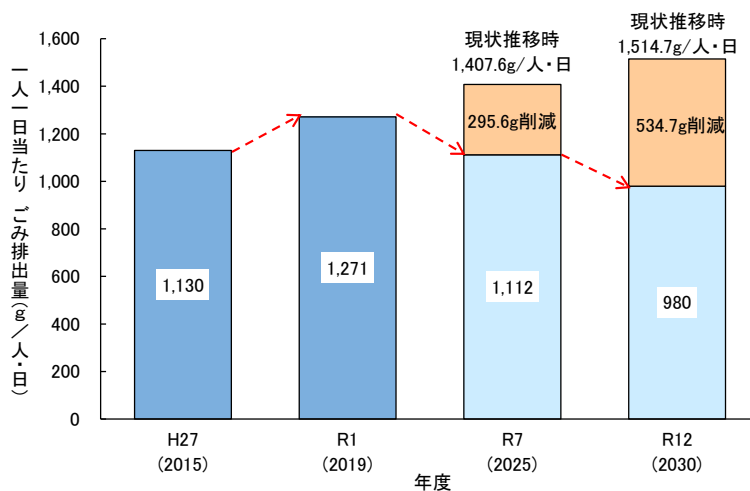
3

ごみ減量・資源化の目標

本計画における数値目標は、1人1日当たりごみ排出量、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量、資源化率について設定するものとし、次のような目標値とします。

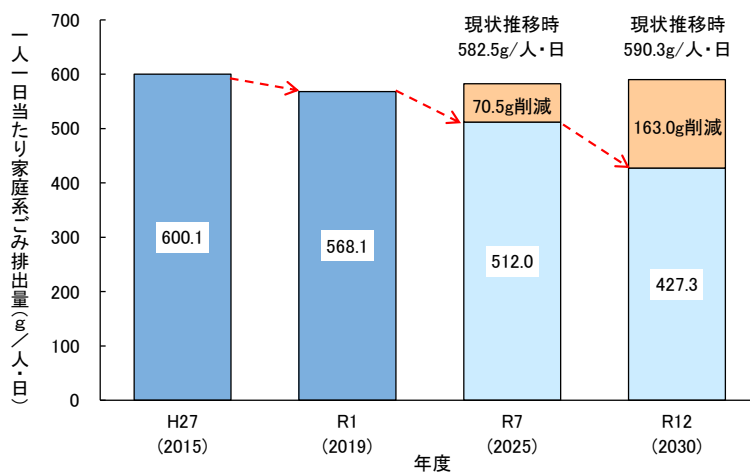
目標1

令和12年度（2030年度）の
1人1日当たりごみ排出量を
980グラム
に削減する。
（令和元年度から23%削減）



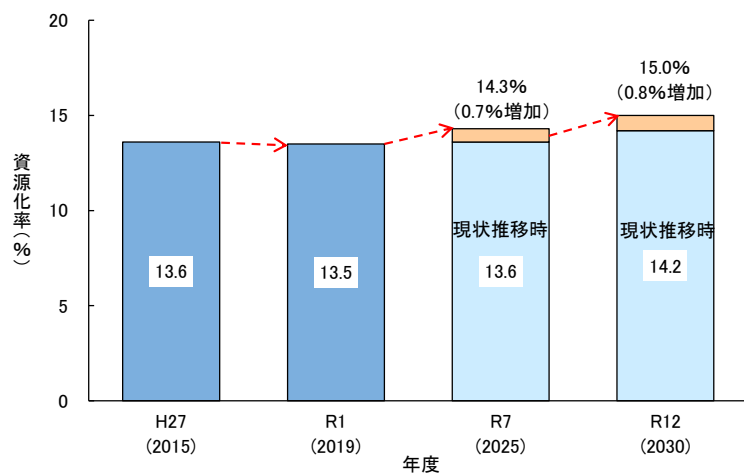
目標2

令和12年度（2030年度）の
1人1日当たり家庭系ごみ排出量を
427.3グラム
に削減する。
（令和元年度から25%削減）



目標3

令和12年度（2030年度）の
資源化率を
15.0%
に向上させる。
（令和元年度から1.5%増加）



1. 基本方針

市民一人ひとりが、これまでの価値観やライフスタイルを見直すとともに、市民・事業者・行政の3者が各々の役割と協働の基に、それぞれの立場で環境に配慮した具体的な行動を起こすこととし、『4R みんなでつくる エコくしま』をスローガンに、ごみ処理の基本方針及び基本的な考え方を次のように定めます。

ごみ処理の基本方針

＜廃棄物の排出抑制、再生利用等の推進＞

- ・環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の構築を図って行くためには、廃棄物の排出を抑制し、再生利用等を推進することが不可欠であり、市民、事業者、行政が一体となって、4R運動に積極的に取り組んでいきます。

【4R運動】

- ①Refuse（リフューズ）ごみになるものは買わない、断る
- ②Reduce（リデュース）廃棄物の量を減らす
- ③Reuse（リユース）不要となったものを工夫して再度使う
- ④Recycle（リサイクル）再生できるものは資源として再生利用する

＜廃棄物の適正処理の推進＞

- ・市民や事業者に対し、廃棄物処理法関連法令の周知徹底を図るとともに、不法投棄や不適正処理の防止等に努めるなど、廃棄物の適正処理を推進します。

串間市における、これまでのごみの排出抑制と資源化に係る取り組みは以下のとおりです。

施策		取り組み
排出抑制・資源化	ごみ処理の有料化	・有料指定袋による燃やせるごみ、燃やせないごみの手数料を徴収 ・日南市クリーンセンターへの直接搬入される燃やせるごみの処理手数料を徴収
	資源ごみの収集	・資源ごみの分別収集 ・プラスチック類ごみの分別収集
	生ごみの資源化	・事業系厨芥ごみの一部を串間エコクリーンセンターで堆肥化
	不法投棄ごみの防止	・定期的に市内を巡視し、不法投棄ごみの抑制・防止
	環境美化推進	・ごみ集積箱に対する助成 ・資源ごみ保管庫設置に対する助成
普及・啓発	広報啓発活動	・ごみ収集カレンダーの作成、配布 ・市ホームページを通じた情報提供 ・食品ロスに関する啓発
	環境教育・環境学習	・学校や地域における環境教育・環境学習の実施

2. ごみ処理基本計画

①排出抑制・資源化計画

これまで実施してきた市民意識の向上に向けた事業の実施（啓発事業の実施、情報の発信、ごみ減量化事業）と、資源ごみリサイクル事業の推進計画を今後も継続して進めていきます。さらに、ごみ減量・資源化目標を達成するため、以下の施策について検討していきます。

1) ごみ分別の統一化

平成 28 年度（2016 年度）から日南市と燃やせるごみ等の広域処理を開始していますが、日南市と串間市のごみ分別が一部異なっています。そこで、ごみの分別方法の統一化をすることで、資源化されるごみの割合を増やし、燃やせるごみ量の削減が期待できます。

2) ごみ処理手数料の統一化

収集ごみに関して、粗大ごみは有料化制度を導入していないため、今後周辺自治体の動向や他都市の事例を踏まえた上で、有料化制度の導入を検討します。

直接搬入ごみに関して、燃やせないごみ・不燃性粗大ごみについても、有料化制度の導入を検討します。

3) 資源化の促進

燃やせるごみの中に多く含まれている雑紙（プリント類）、紙箱等の資源化可能な紙類を資源ごみとして排出されるような方策を検討し、資源化の促進を図ります。また適正な分別が図られるよう分別方法の周知を図ります。

4) 食品ロスの削減

本市は、これまでも食品ロスに関する啓発を行ってきましたが、「食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）」が令和元年 10 月 1 日に施行され、宮崎県においても、食べきり宣言プロジェクトを実施していることから、より一層食品ロスに関する取組の推進・啓発を行っていきます。

②収集・運搬計画

ごみの収集は従来どおり本市が主体となって行うことを基本とします。

③中間処理計画

燃やせるごみ及び可燃性粗大ごみは、日南市クリーンセンターへ搬送し、焼却処理を行います。また、燃やせないごみ及び資源ごみの処理過程で発生する可燃残渣も、同様に処理を行います。

燃やせないごみ及び不燃性粗大ごみは、黒潮環境センターで破碎・選別し、資源化を行います。処理過程で発生する不燃残渣は、日南串間広域不燃物処理組合最終処分場に埋立処分します。

④最終処分計画

焼却残渣、燃やせないごみ（不燃性粗大ごみを含む）及び資源ごみの中間処理後の不燃残渣は、日南串間広域不燃物処理組合の一般廃棄物最終処分場で埋立処分しています。今後も同様の体制で継続する予定であり、日南串間広域不燃物処理組合と連携し、適正な管理を実施していきます。

串間市一般廃棄物処理基本計画【概要版】

串間市 市民生活課 生活環境係

〒888-8555 宮崎県串間市大字西方 5550

電話：0987-72-1111 FAX：0987-72-6727

メール：kankyo@city.kushima.lg.jp